

制度の
しくみは
？

介護を社会全体で 支えあうしくみです

美濃加茂市(保険者)

- 介護保険制度を運営し、介護サービスを整備します。
- 保険料を賦課及び徴収し、被保険者証、介護保険負担割合証を交付します。
- 要介護・要支援の認定を行います。

長寿支援センター(地域包括支援センター)

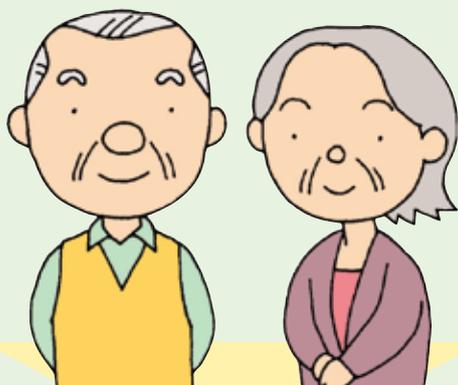
高齢者が自立して生活できるよう、さまざまな支援を行います。



被保険者

- 保険料を納めます。
- 要介護または要支援認定を受けて、サービスを利用します。
- 利用者負担分を支払います。

65歳以上の人
(第1号被保険者)



サービスを利用できるのは

介護が必要と認定された人(どんな病気やけがが原因で介護が必要になったのかは問われません)

40歳から64歳までの人
(第2号被保険者)



サービスを利用できるのは

特定疾病(右ページ参照)が原因となって、介護が必要であると認定された人(特定疾病以外の原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません)

介護保険は、40歳以上のおなさんが加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったときには、介護サービスを利用できる制度です。住みなれたまちでいつまでも安心して暮らせるように、美濃加茂市が運営しています。

サービス事業者

- 指定を受けた民間企業、NPO法人、社会福祉法人、医療法人などが、在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスなどを提供します。



介護支援専門員（ケアマネジャー）とは

介護の知識を幅広く持った専門家で、利用者の状態にあわせて居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者の手配をしたり、利用者がサービスを適切に利用できるように支援する役割を担っています。施設サービスを希望する利用者には、施設を紹介します。



特定疾病とは

外傷に起因する疾患（例：外傷性脳出血、外傷性の認知症）は該当しない

- **がん**
(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- **関節リウマチ**
- **筋萎縮性側索硬化症**
- **後縦靭帯骨化症**
- **骨折を伴う骨粗しょう症**
- **初老期における認知症**
(アルツハイマー病、脳血管性認知症等)
- **進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病**
- **脊髄小脳変性症**
- **脊柱管狭窄症**
- **早老症**
- **多系統萎縮症** (シャイ・ドレーガー症候群)
- **糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症**
- **脳血管疾患** (脳出血、脳梗塞等)
- **閉塞性動脈硬化症**
- **慢性閉塞性肺疾患**
(肺炎腫、慢性気管支炎、気管支喘息等)
- **両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症**

被保険者証を大切に！



こんなときに
必要です

- 要介護認定の申請
- ケアプランの作成
- サービスの利用

※保険証には有効期限がなく生涯使用できます。大切に保管してください。

65歳以上の人は

65歳になった月（65歳の誕生日の前日の属する月）に交付されます。

40歳から64歳までの人は

要支援・要介護と認定された人や、被保険者証の交付を申請した人に交付されます。

介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている人には、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用するときの利用者負担の割合が記載されています。

- 有効期間は1年間（8月～翌年7月）です。